



# 山形県公報

平成23年9月16日(金)  
第2278号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程……………(子育て支援課) ……931
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(健康福祉企画課) ……932
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) ……933
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……934
- 同……………(同) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 同……………(同) ……935
- 同……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁建設総務課) ……同
- 平成23年1月県告示第43号(県営住宅の利便性係数及び近傍同種の住宅の家賃)の一部改正……………(建築住宅課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(最上総合支庁建築課) ……936

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 直接請求に必要な有権者の数……………同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(庄内総合支庁地域振興課) ……937
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・まちづくり振興課) ……同
- 同……………(同) ……939
- 同……………(同) ……940
- 同……………(同) ……942
- 同……………(同) ……943
- 同……………(同) ……945
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(監査委員) ……946

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第775号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年9月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程（昭和53年10月県告示第1855号）の一部を次のように改正する。

第2条中「年0.75パーセント」を「年0.65パーセント」に、「年0.55パーセント」を「年0.45パーセント」に改める。

## 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成23年8月10日から適用する。
- 2 平成23年8月10日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

## 山形県告示第776号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成23年9月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称        | 指定医療機関の所在地    | 指定年月日      |
|------------------|---------------|------------|
| 調剤薬局ツルハドラッグ山形吉原店 | 山形市吉原二丁目10-10 | 平成23. 9. 1 |

## 山形県告示第777号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成23年9月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地  
社会医療法人 二本松会上山病院  
上山市金谷字下河原1370

## (2) 届出の内容

| 指定医療機関の名称     |                 | 変更年月日      |
|---------------|-----------------|------------|
| 変 更 前         | 変 更 後           |            |
| 医療法人 二本松会上山病院 | 社会医療法人 二本松会上山病院 | 平成23. 4. 1 |

- 2 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地  
社会医療法人 二本松会上山病院 訪問看護ステーション「あららぎ」  
上山市金谷字下河原1370

## (2) 届出の内容

| 指定医療機関の名称                      |                                  | 変更年月日      |
|--------------------------------|----------------------------------|------------|
| 変 更 前                          | 変 更 後                            |            |
| 医療法人 二本松会上山病院 訪問看護ステーション「あららぎ」 | 社会医療法人 二本松会上山病院 訪問看護ステーション「あららぎ」 | 平成23. 4. 1 |

**山形県告示第778号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成23年9月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称      | 施設又は実施する事業の種類       | 指定介護機関の所在地     | 指定年月日       |
|----------------|---------------------|----------------|-------------|
| ソーシャル支援 デイサービス | 通 所 介 護<br>介護予防通所介護 | 天童市中里七丁目3番13号  | 平成23. 8. 15 |
| 居宅介護支援事業所やまぼうし | 居 宅 介 護 支 援         | 米沢市直江町2-35     | 同 8. 26     |
| ケアプランセンター大地    | 居 宅 介 護 支 援         | 鶴岡市井岡字和田327-27 | 同 9. 1      |

**山形県告示第779号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成23年9月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称   | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地     | 廃止年月日       |
|-------------|---------------|----------------|-------------|
| ケアプランセンター大地 | 居 宅 介 護 支 援   | 鶴岡市井岡字和田327-27 | 平成23. 8. 31 |

**山形県告示第780号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成23年9月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
朝日町土地改良区
- 2 事務所の所在地  
西村山郡朝日町大字宮宿1115
- 3 認可年月日  
平成23年9月2日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第781号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成23年9月16日から同月29日まで縦覧に供する。

平成23年9月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道

- 2 路線名 蔵王成沢長谷堂線  
3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                               | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長          |
|-------------------------------------------------|---|------|-----------------------|-------------|
| 山形市大字谷柏元上谷柏字石田前844番1から<br>同 大字谷柏元下谷柏字石田1376番1まで |   | 旧    | 20.0メートル<br>}<br>11.0 | メートル<br>141 |
| 同                                               | 上 | 新    | 20.0メートル<br>}<br>11.0 | 同上          |

#### 山形県告示第782号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成23年9月16日から同月29日まで縦覧に供する。

平成23年9月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道  
2 路線名 蔵王公園線  
3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                   | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延長          |
|-------------------------------------|---|------|----------------------|-------------|
| 山形市蔵王上野字辰ノ口1193番6から<br>同 字中島566番1まで |   | 旧    | 21.0メートル<br>}<br>9.0 | メートル<br>590 |
| 同                                   | 上 | 新    | 21.0メートル<br>}<br>9.0 | 同上          |

#### 山形県告示第783号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成23年9月16日から同月29日まで縦覧に供する。

平成23年9月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道  
2 路線名 山形天童線  
3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長          |
|----------------------------------|---|------|-----------------------|-------------|
| 山形市大字漆山字寺沢3173番1から<br>同 3171番3まで |   | 旧    | 35.0メートル<br>}<br>10.3 | メートル<br>132 |
| 同                                | 上 | 新    | 35.0メートル<br>}<br>10.3 | 同上          |

#### 山形県告示第784号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成23年9月16日から同月29日まで縦覧に供する。

平成23年9月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 蔵王成沢長谷堂線  
2 供用開始の区間 山形市大字谷柏元上谷柏字石田前844番1から  
同 大字谷柏元下谷柏字石田1376番1まで

3 供用開始の期日 平成23年9月16日

山形県告示第785号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成23年9月16日から同月29日まで縦覧に供する。  
平成23年9月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 蔵王公園線
- 2 供用開始の区間 山形市蔵王上野字辰ノ口1193番6から  
同 3130番1まで
- 3 供用開始の期日 平成23年9月16日

山形県告示第786号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成23年9月16日から同月29日まで縦覧に供する。  
平成23年9月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 山形天童線
- 2 供用開始の区間 山形市大字漆山字寺沢3173番1から  
同 3171番3まで
- 3 供用開始の期日 平成23年9月16日

山形県告示第787号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成23年9月16日から同月29日まで縦覧に供する。  
平成23年9月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 米沢南陽白鷹線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|------------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 南陽市西落合字東原465番2から<br>同 池黒字辨天413番1まで | 旧    | 15.8メートル<br>}<br>10.8 | メートル<br>734 |
| 同 上                                |      | 28.5メートル<br>}<br>18.8 | メートル<br>740 |
| 同 上                                | 新    | 28.5メートル<br>}<br>18.8 | 同 上         |

山形県告示第788号

平成23年1月県告示第43号（県営住宅の利便性係数及び近傍同種の住宅の家賃）の一部を次のように改正し、平成23年12月1日から施行する。  
平成23年9月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

「 0.95 | 30,100 」を「 0.98 | 78,700 」に改める。

**山形県告示第789号**

次の開発行為は、完了した。

平成23年9月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成23年9月1日 指令最総建第7号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
最上郡真室川町大字木ノ下字上野1101番70、1101番295、1101番371  
最上郡真室川町大字木ノ下字片瀨山1125番230、1125番232、1125番234、1125番285、1125番286、1125番287、1125番288
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
東田川郡庄内町松陽1-1-1  
医療法人社団 山形愛心会

**選挙管理委員会関係**

告 示

**山形県選挙管理委員会告示第50号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算した数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成23年9月16日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 19,254人

選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算した数 227,109人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選挙区名        | 3分の1の数  | 選挙区名          | 3分の1の数  | 選挙区名 | 3分の1の数  |
|-------------|---------|---------------|---------|------|---------|
| 山形市         | 68,194人 | 村山市           | 7,567人  | 西村山郡 | 12,265人 |
| 米沢市         | 23,710人 | 長井市           | 8,066人  | 最上郡  | 12,884人 |
| 鶴岡市         | 37,703人 | 天童市           | 16,831人 | 東置賜郡 | 11,808人 |
| 酒田市・<br>飽海郡 | 35,426人 | 東根市           | 12,612人 | 西置賜郡 | 9,069人  |
| 新庄市         | 10,475人 | 尾花沢市・<br>北村山郡 | 7,673人  | 東田川郡 | 8,543人  |
| 寒河江市        | 11,641人 | 南陽市           | 9,312人  |      |         |
| 上山市         | 9,510人  | 東村山郡          | 7,600人  |      |         |

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成23年9月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成23年9月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

特定非営利活動法人 ゆきやなぎ

(2) 代表者の氏名

大類 トミコ

(3) 主たる事務所の所在地

鶴岡市青柳町31番14号

(4) 定款に記載された目的

この法人は障害者に対して住居とケアサービスを提供するグループホーム事業、また介護者が不都合な時など障害者を短期間入居させケアサービスを提供する短期入所事業、障害者に就労の機会を提供し必要な訓練を行い、生産・その他の活動の場を提供する就労継続支援事業を行うことにより、障害者が地域での自立生活を実現していく事を援けて、地域障害者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成24年1月16日まで縦覧に供する。

平成23年9月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヤマザワ北町店  
山形市桜町四丁目4番21号外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号  
代表取締役 板垣宮雄
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称                 | 住 所               | 代表者の氏名    |
|---------------------|-------------------|-----------|
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ     | 山形市あこや町三丁目8番9号    | 板 垣 宮 雄   |
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ 薬 品 | 山形市あこや町三丁目8番9号    | 山 澤 進     |
| 株 式 会 社 マ ル シ メ     | 寒河江市本町二丁目10番38号   | 齊 藤 貴 裕   |
| 有 限 会 社 緋 屋         | 山形市飯塚町字西原北1074番地1 | 東 海 林 文 明 |

|                    |                    |      |
|--------------------|--------------------|------|
| 株式会社十一屋            | 山形市七日町一丁目4番32号     | 松倉公一 |
| 株式会社志鎌園            | 山形市流通センター二丁目5番地の4  | 志鎌秀人 |
| 株式会社タツミヤ           | 東京都八王子市暁町一丁目32番13号 | 指田努  |
| 株式会社フラワーワークス<br>鳴子 | 宮城県仙台市若林区卸町三丁目4番5号 | 木村幹彦 |
| 株式会社プラザクリエイト       | 東京都千代田区五番町1番地      | 大島康広 |
| 株式会社キャンドウ          | 東京都板橋区板橋三丁目9番7号    | 城戸博司 |
| 株式会社マルタ            | 長野県飯田市座光寺4601-1    | 宮下晃  |
| 有限会社さとう食品          | 東村山郡中山町大字長崎4215-2  | 佐藤誠  |

(変更後)

| 名称                 | 住所                 | 代表者の氏名 |
|--------------------|--------------------|--------|
| 株式会社ヤマザワ           | 山形市あこや町三丁目8番9号     | 板垣宮雄   |
| 株式会社ヤマザワ薬品         | 山形市あこや町三丁目8番9号     | 山澤進    |
| 有限会社餅屋             | 山形市飯塚町字西原北1074番地1  | 東海林文明  |
| 株式会社十一屋            | 山形市七日町一丁目4番32号     | 松倉公一   |
| 株式会社志鎌園            | 山形市流通センター二丁目5番地の4  | 志鎌秀人   |
| 株式会社タツミヤ           | 東京都八王子市暁町一丁目32番13号 | 指田努    |
| 株式会社フラワーワークス<br>鳴子 | 宮城県仙台市若林区卸町三丁目4番5号 | 木村幹彦   |
| 株式会社プラザクリエイト       | 東京都千代田区五番町1番地      | 大島康広   |
| 株式会社キャンドウ          | 東京都板橋区板橋三丁目9番7号    | 城戸一弥   |
| 有限会社さとう食品          | 東村山郡中山町大字長崎4215-2  | 佐藤誠    |
| 株式会社ナチュラルカンパ<br>ニー | 福島県郡山市富田町字丸山2-2    | 渡部建二   |

## 4 変更年月日

- (1) 株式会社マルシメに係る事項 平成22年5月22日
- (2) 株式会社キャンドウに係る事項 平成23年2月25日
- (3) 株式会社マルタに係る事項 平成23年2月22日
- (4) 株式会社ナチュラルカンパニーに係る事項 平成21年8月23日

## 5 届出年月日

平成23年8月30日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年1月16日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成24年1月16日まで縦覧に供する。

平成23年9月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ北町店  
山形市桜町四丁目4番21号外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号  
代表取締役 板垣宮雄

3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻（変更前）

| 小 売 業 を 行 う 者       | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考            |
|---------------------|---------|---------|----------------|
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ     | 午前10時   | 午後10時   | 年間60日は開店時刻午前9時 |
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ 薬 品 |         |         |                |
| 有 限 会 社 緋 屋         |         |         |                |
| 株 式 会 社 十 一 屋       |         |         |                |
| 株 式 会 社 志 鎌 園       |         |         |                |
| 株 式 会 社 タ ヅ ミ ヤ     |         |         |                |
| 株式会社フラワーワークス鳴子      |         |         |                |
| 株式会社プラザクリエイト        |         |         |                |
| 株式会社キャンドウ           |         |         |                |
| 有限会社さとう食品           |         |         |                |
| 株式会社ナチュラルカンパニー      |         |         |                |

(変更後)

| 小売業を行う者        | 開店時刻 | 閉店時刻  | 備考 |
|----------------|------|-------|----|
| 株式会社ヤマザワ       | 午前9時 | 午後10時 |    |
| 株式会社ヤマザワ薬品     |      |       |    |
| 有限会社緋屋         |      |       |    |
| 株式会社十一屋        |      |       |    |
| 株式会社志鎌園        |      |       |    |
| 株式会社タツミヤ       |      |       |    |
| 株式会社フラワーワークス鳴子 |      |       |    |
| 株式会社プラザクリエイト   |      |       |    |
| 株式会社キャンドウ      |      |       |    |
| 有限会社さとう食品      |      |       |    |
| 株式会社ナチュラルカンパニー |      |       |    |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後10時30分まで。ただし、年間60日は午前8時30分から午後10時30分まで

(変更後) 午前8時30分から午後10時30分まで

4 変更年月日

平成23年8月31日

5 届出年月日

平成23年8月30日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年1月16日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び最上総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに新庄市役所において平成24年1月16日まで縦覧に供する。

平成23年9月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングセンターヤマザワ新庄店

新庄市金沢字大道上2033番の4外

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号  
代表取締役 板垣宮雄

3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

| 小 売 業 を 行 う 者               | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考            |
|-----------------------------|---------|---------|----------------|
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ             | 午前10時   | 午後10時   | 年間60日は開店時刻午前9時 |
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ 薬 品         |         |         |                |
| 株 式 会 社 フ ラ ワ ー ワ ー ク ス 鳴 子 |         |         |                |
| 株 式 会 社 タ ツ ミ ヤ             |         |         |                |
| 株 式 会 社 丹 野 園 茶 舗           |         |         |                |
| 有 限 会 社 天 童 書 店             |         |         |                |

(変更後)

| 小 売 業 を 行 う 者               | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考 |
|-----------------------------|---------|---------|-----|
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ             | 午前9時    | 午後10時   |     |
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ 薬 品         |         |         |     |
| 株 式 会 社 フ ラ ワ ー ワ ー ク ス 鳴 子 |         |         |     |
| 株 式 会 社 タ ツ ミ ヤ             |         |         |     |
| 株 式 会 社 丹 野 園 茶 舗           |         |         |     |
| 有 限 会 社 天 童 書 店             |         |         |     |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後10時30分まで。ただし、年間60日は午前8時30分から午後10時30分まで

(変更後) 午前8時30分から午後10時30分まで

4 変更年月日

平成23年8月31日

5 届出年月日

平成23年8月30日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年1月16日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並

びに主たる事務所の所在地)

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに寒河江市役所において平成24年1月16日まで縦覧に供する。

平成23年9月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヤマザワ寒河江プラザ店  
寒河江市大字寒河江字横道65番1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号  
代表取締役 板垣宮雄  
株式会社しまむら 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号  
代表取締役 野中正人
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称                 | 住 所                   | 代表者の氏名  |
|---------------------|-----------------------|---------|
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ     | 山形市あこや町三丁目8番9号        | 板 垣 宮 雄 |
| 株 式 会 社 し ま む ら     | 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号 | 野 中 正 人 |
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ 薬 品 | 山形市あこや町三丁目8番9号        | 山 澤 進   |
| 株 式 会 社 マ ル シ メ     | 寒河江市本町二丁目10番38号       | 齊 藤 貴 裕 |
| 株式会社フラワーワークス<br>鳴子  | 宮城県仙台市若林区卸町三丁目4番5号    | 木 村 幹 彦 |
| 有 限 会 社 梅 の 家       | 天童市一日町二丁目4番45号        | 国 井 久 男 |
| 株 式 会 社 丹 野 園 茶 舗   | 西村山郡河北町大字溝延535番地2     | 丹 野 慎 也 |
| 株 式 会 社 タ ツ ミ ヤ     | 東京都八王子市暁町一丁目32番13号    | 指 田 努   |
| 株式会社プラザクリエイト        | 東京都千代田区五番町1番地         | 大 島 康 広 |

(変更後)

| 名 称             | 住 所                   | 代表者の氏名  |
|-----------------|-----------------------|---------|
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ | 山形市あこや町三丁目8番9号        | 板 垣 宮 雄 |
| 株 式 会 社 し ま む ら | 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号 | 野 中 正 人 |

|                    |                    |         |
|--------------------|--------------------|---------|
| 株式会社ヤマザワ薬品         | 山形市あこや町三丁目8番9号     | 山 澤 進   |
| 株式会社フラワーワークス<br>鳴子 | 宮城県仙台市若林区卸町三丁目4番5号 | 木 村 幹 彦 |
| 有限会社梅の家            | 天童市一日町二丁目4番45号     | 国 井 久 男 |
| 株式会社丹野園茶舗          | 西村山郡河北町大字溝延535番地2  | 丹 野 慎 也 |
| 株式会社タツミヤ           | 東京都八王子市暁町一丁目32番13号 | 指 田 努   |

4 変更年月日

- (1) 株式会社マルシメに係る事項 平成22年5月22日
- (2) 株式会社プラザクリエイトに係る事項 平成23年1月31日

5 届出年月日

平成23年8月31日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年1月16日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに寒河江市役所において平成24年1月16日まで縦覧に供する。

平成23年9月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ寒河江プラザ店  
寒河江市大字寒河江字横道65番1外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号  
代表取締役 板垣宮雄  
株式会社しまむら 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号  
代表取締役 野中正人

3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
（変更前）

| 小 売 業 を 行 う 者       | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考 |
|---------------------|---------|---------|-----|
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ     |         |         |     |
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ 薬 品 |         |         |     |

|                |       |       |                                   |
|----------------|-------|-------|-----------------------------------|
| 株式会社フラワーワークス鳴子 | 午前10時 | 午後10時 | 年間60日は開店時刻午前9時、<br>年間12日は開店時刻午前6時 |
| 有限会社梅の家        |       |       |                                   |
| 株式会社丹野園茶舗      |       |       |                                   |
| 株式会社タツミヤ       |       |       |                                   |
| 株式会社しまむら       | 午前10時 | 午後9時  |                                   |

(変更後)

| 小売業を行う者        | 開店時刻  | 閉店時刻  | 備考 |
|----------------|-------|-------|----|
| 株式会社ヤマザワ       | 午前9時  | 午後10時 |    |
| 株式会社ヤマザワ薬品     |       |       |    |
| 株式会社フラワーワークス鳴子 |       |       |    |
| 有限会社梅の家        |       |       |    |
| 株式会社丹野園茶舗      |       |       |    |
| 株式会社タツミヤ       |       |       |    |
| 株式会社しまむら       | 午前10時 | 午後9時  |    |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後10時30分まで。ただし、年間60日は午前8時30分から午後10時30分まで、  
年間12日は午前5時45分から午後10時30分まで

(変更後) 午前8時30分から午後10時30分まで

4 変更年月日

平成23年9月1日

5 届出年月日

平成23年8月31日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年1月16日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

\_\_\_\_\_

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに河北町役場において平成24年1月16日まで縦覧に供する。

平成23年9月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヤマザワ谷地店  
西村山郡河北町谷地字砂田70番1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号  
代表取締役 板垣宮雄
- 3 変更する事項  
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

| 小 売 業 を 行 う 者       | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考                               |
|---------------------|---------|---------|-----------------------------------|
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ     | 午前10時   | 午後10時   | 年間60日は開店時刻午前9時、<br>年間10日は開店時刻午前8時 |
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ 薬 品 |         |         |                                   |
| 株 式 会 社 十 一 屋       |         |         |                                   |
| 株 式 会 社 港 屋 花 店     |         |         |                                   |
| 有 限 会 社 三 沢 写 真 館   |         |         |                                   |

(変更後)

| 小 売 業 を 行 う 者       | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考 |
|---------------------|---------|---------|-----|
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ     | 午前9時    | 午後10時   |     |
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ 薬 品 |         |         |     |
| 株 式 会 社 十 一 屋       |         |         |     |
| 株 式 会 社 港 屋 花 店     |         |         |     |
| 有 限 会 社 三 沢 写 真 館   |         |         |     |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前9時30分から午後10時30分まで。ただし、年間60日は午前8時30分から午後10時30分まで、  
年間10日は午前7時30分から午後10時30分まで  
(変更後) 午前8時30分から午後10時30分まで

- 4 変更年月日  
平成23年9月1日
- 5 届出年月日  
平成23年8月31日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年1月16日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県教育委員会委員長から、平成23年3月22日公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成23年9月16日

山形県監査委員 船 山 現 人  
 山形県監査委員 広 谷 五郎左エ門  
 山形県監査委員 小 山 壽 夫  
 山形県監査委員 加 藤 香

| 監査対象機関               | 指 摘 事 項                     | 措 置 の 内 容                                                                            |
|----------------------|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 庄内農業高等学校             | 予算の計画的・効率的な執行がなされていないものがある。 | 予算の執行にあたっては、物品等の適切な在庫管理を行うとともに、執行見込みに基づいた購入により、計画的・効率的な予算執行が図られるよう、適正な事務処理に努めてまいります。 |
| 東根工業高等学校<br>酒田商業高等学校 | 関係法令等に準拠して適正に処理されていないものがある。 | 関係法令の理解を深め遵守するとともに、複数職員による事務のチェック体制を強化し、事務処理の適正化に努めてまいります。                           |
| 酒田北高等学校<br>博物館       | 財産の管理が適切でないものがある。           | 財産の管理にあたっては、事務手続きの執行状況を職員相互でチェックする体制を強化し、関係法令等に基づいた適正な事務処理に努めてまいります。                 |
| 真室川高等学校              | 支出負担行為が適切でないものがある。          | 支出事務の執行にあたっては、関係法令等を遵守するとともに、複数職員による事務のチェック体制を強化し、適正な事務執行に努めてまいります。                  |
| 新庄神室産業高等学校           | 収入事務が適切でないものがある。            | 収入事務の執行にあたっては、関係法令等に基づき、速やかに調定手続きを行うとともに、複数職員による事務のチェック体制を強化し、適正な事務処理に努めてまいります。      |

正 誤

発行年月日 県公報 番号 ページ 行 誤 正  
 平成23. 3. 8 第2225号 195 下から18 平成23年1月県告示第44号 平成23年1月県告示第43号